

森林認証取得ガイド 【森林所有者向け】

森林認証は、あなたの森林管理の確かさをアピールするツールです。

- 国際性を有する基準にもとづいて、適切な森林管理であることが認証されます
- 認証の基準は環境・社会・経済の3つの側面における適切さです*
- 環境配慮だけでなく、合法木材であることやトレーサビリティの証明としても利用できます

国際的にも違法木材に対する規制や、破壊的な林業を拒否する動きが高まっています。あなたの森林管理が国際性を有する基準に照らして適切であることを証明することは、今後の林業・木材産業の発展に有効な取組と考えられます。

また森林認証はご自身の森林管理（経営）をさらに改善するためのツールでもあります。認証基準に照らして森林管理（経営）を見直すことで、森林資源の持続性だけでなく、労働者の雇用・安全、森林環境の改善、社会的な貢献度をより向上することができます。

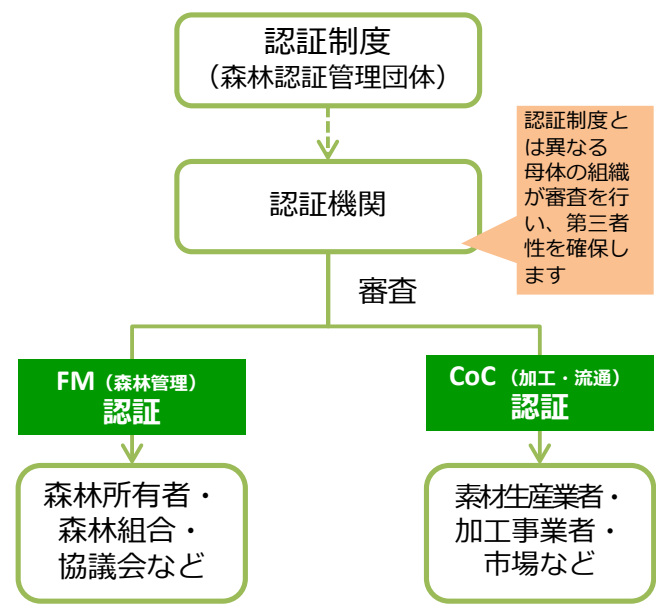
*認証の基準や目的等は各認証制度により異なります。
詳細については各認証制度のホームページ等をご確認ください。

森林認証とは？

森林認証は、独立した第三者機関（認証機関）が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林または経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組みです。

森林認証制度は、森林管理を認証する「森林管理（FM: Forest Management）認証」と、認証森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証する「CoC（Chain of Custody）認証」で構成されます。これらの構成はFSC®、SGEC及びPEFCのいずれの認証制度も共通です。

森林管理（FM）認証とCoC認証

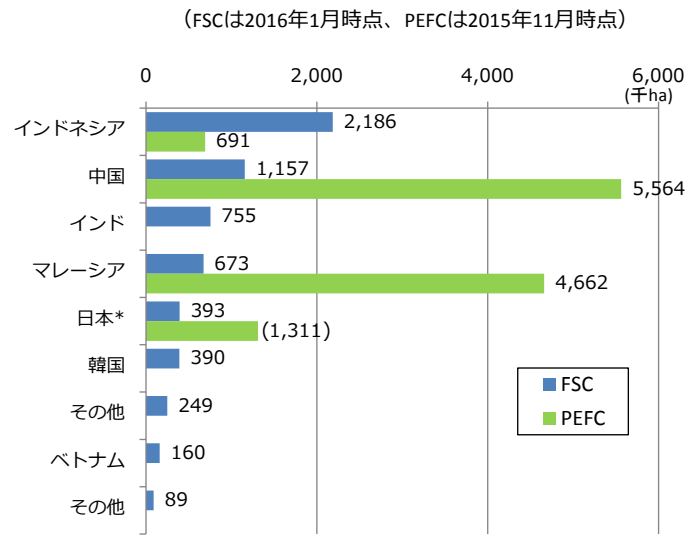


世界・国内の現状

海外では欧米を中心に森林認証が普及してきました（下表）。この背景には、木材や紙パルプの国際貿易において、輸出事業者が輸出先に対し、自社の木材・紙パルプが持続可能性のある原材料であることを証明する必要があったためです。日本の認証森林面積は他国に比べて少なく、森林認証の取組にはまだまだ余地があるといえます。

FSC		PEFC	
1位	カナダ	カナダ	123,699
2位	ロシア	アメリカ合衆国	33,095
3位	アメリカ合衆国	フィンランド	17,583
4位	スウェーデン	スウェーデン	11,355
5位	ベラルーシ	オーストラリア	10,400
...
	日本	日本*	(1,311)
	世界全体		267,051

アジアにおける認証森林の面積



* 日本のPEFCの認証森林面積は2016年1月現在のSGECの認証森林面積を記載

認証取得の必要性

経済のグローバル化が進み、かつ木材の国際市場が成熟する中で、公正性を満たした木材調達ルール化されるようになりました。このため、違法伐採ではなくかつ再造林の実施までをカバーした、持続可能に管理された森林から産出される木材の調達が求められています。その最たる例が近年のオリンピック・パラリンピック施設における認証材の利用です。2010年のバンクーバー大会から施設における認証材導入が進められています。

川下事業者との連携、ビジネスチャンスの拡大に

公共建築や商業施設での木材利用が推進されているほか、国内の森林資源が充実してきた中で海外への木材輸出が注目を集めている中、現在、欧米を中心に海外では森林認証の取得がビジネスを行う上での前提になっている国もあります（認証を取得していないことで逃すビジネスチャンスもあります）。このため、森林認証をツールとして、川下事業者と連携し、認証材の供給体制を構築することが新しいビジネスチャンスにつながる可能性を大きくすると考えられます。

認証取得に向けたステップ

森林管理（FM）認証取得までの流れ

下記はFM認証取得までの一般的な流れを示したものです。

特に、多数の森林所有者をまとめたグループで認証を取得するケース（グループ認証）を想定してまとめています。グループ認証であれば、所有者1人あたりの認証審査費用が比較的安価に抑えられるメリットもあります。

なお、1者で認証を取得することももちろん可能ですし、認証取得の流れは下記とほぼ同様です。

1 地域での協議、合意形成

同じ地域内で森林認証の取得に向けた合意形成を行いましょう。

1人の所有者・事業体でも認証取得は可能です。

認証取得後の販売先や販売方法も検討しましょう。

2 認証機関への問い合わせ

認証機関に問い合わせをし、認証取得に向けた見積を依頼します。

3 認証機関の決定・契約

見積金額等を踏まえ、認証機関を選定し、契約します。

4 審査準備

必要に応じてコンサルティング機関の指導を受けながら、審査に必要な書類の準備、体制づくりを行います。

森林経営計画の他、各種既存資料の活用が可能です。

5 認証機関による事前審査

書類審査と現場審査からなる、事前審査を受けます。

審査時に改善要求が指摘された場合には、適宜対応します。

6 認証機関による本審査

認証機関による本審査を受けます。

審査時に改善要求が指摘された場合には、適宜対応します。

7 認証機関による認証（書）発行

本審査の結果を踏まえ、認定機関が定める森林管理の基準を満たしていると判断された場合、認証機関より認証（書）が発行されます。

8 年次監査・更新審査

認証は5年間有効です。ただし、認証機関による年次監査を行い、森林認証管理団体の定める基準を遵守しているか確認します。

認証取得の審査に向けた準備 （森林認証を通じた森林管理のレベルアップ）

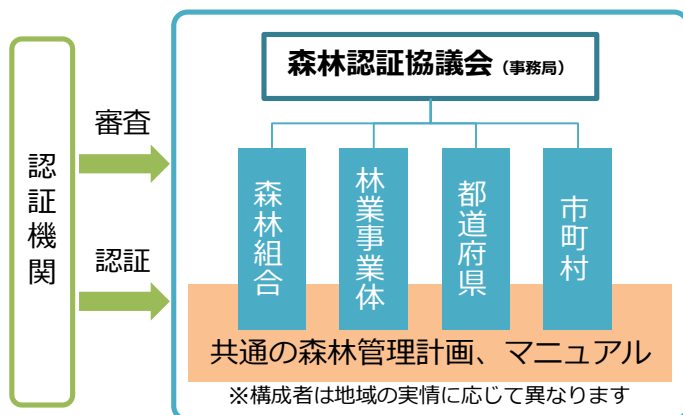
FM認証を取得する際のポイントは、森林環境に配慮する点はもちろんのこと、日頃の施業についてのマニュアルなどの文書化です。場合によっては新規に作成する必要がありますが、森林管理計画については森林経営計画を、作業道の作設指針や生物多様性保全の施業マニュアルについては既存資料をそれぞれ活用した事例もあります。その他、森林所有者等との覚書・同意書の取り交わし（特にグループ認証）、従業員への教育訓練、計画・規程が遵守されているかどうかを確認する体制づくりが必要です。

認証取得・活用のポイント

グループ認証の活用

グループ認証とは、複数の所有者や事業体などが1つのグループとなって認証を取得する方法です。グループの構成員で認証費用を分割することができます。
日本国内でも、協議会やネットワーク団体といった任意団体が地域単位で立ち上げられ、森林管理認証を取得しています。
NPO法人が主体となった例もあります。

グループ認証（イメージ）

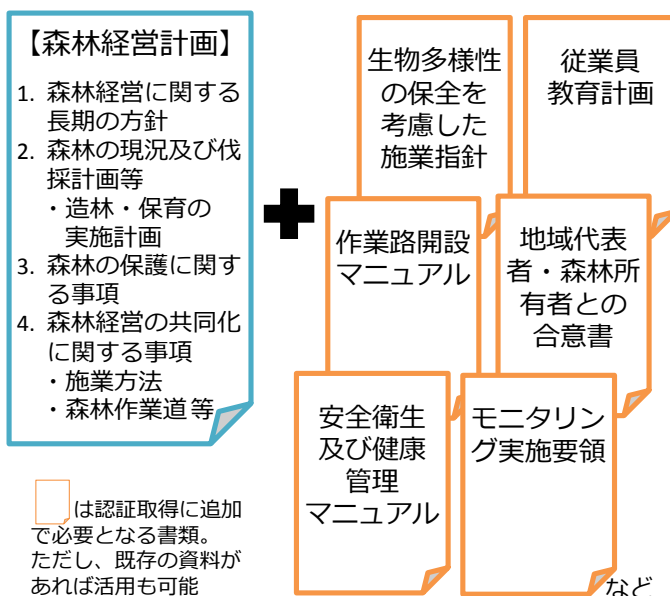


森林経営計画の活用

既存の森林経営計画をベースにした認証取得も可能です。地方公共団体（都道府県や市町村）やコンサルタントなどの支援を受けつつ、認証の原則と基準に対応した書類を整えます。

特に、複数の所有者による森林経営計画の作成にあたっては、森林情報の収集や森林所有者との合意形成が基盤となります。

森林経営計画をベースとした書類の整備（イメージ）



CoC認証取得事業者の拡大と、認証材供給体制の構築

山側だけで認証を取得するだけでは、認証森林から産出される木材を認証材として消費者に届けることはできません。
地域の素材生産業者や製材業者、工務店などにも働きかけてCoC認証を取得し、認証材を販売する体制を地域一体となって作りましょう。

もっと詳しく知りたい方は...

認証制度

平成28年3月現在

FSC（特定非営利活動法人日本森林管理協議会）

〒160-0023 東京都 新宿区 西新宿7-4-4 武蔵ビル5F TEL:03-3707-3438

SGEC（一般社団法人緑の循環認証会議）

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル4F TEL:03-6273-3358

PEFC（特定非営利活動法人PEFCアジアプロモーションズ）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町4-7 新宿山吹町ビル302号 TEL:03-3513-0291

森林経営計画など

林野庁森林整備部計画課（全国森林計画班）

代表：03-3502-8111（内線6144）